

非居住者の還付申告に係る消滅時効の適用関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

非居住者で日本国籍を有するAは、平成16年に相続した不動産を売却し、その際売買代金の10%の税率で源泉徴収をされたが、その当時多忙のため、その確定申告をしていなかった。売却した不動産は、被相続人が平成元年に取得した不動産であったが、今年帰国した時に、取得費等に関する原始記録が見つかり、譲渡所得の金額を計算してみたら還付金が発生することが判明した。

国税の還付金の時効は5年間なので、平成22年3月16日までに申告することにより、還付金を受領することができるか。

なお、Aは、国内に恒久的施設を有していない。

〔ポイント〕

非居住者が確定申告の対象となる国内源泉所得に源泉徴収された場合の確定申告期限の問題を、次の項目に分けて検討する。

- 1 非居住者の不動産の譲渡の課税関係
- 2 国税通則法の適用関係
- 3 還付申告書を提出できる期限

〔検討〕

1 非居住者の不動産の譲渡の課税関係

(1) 源泉徴収

非居住者が、国内にある土地若しくは土地の

上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物を譲渡した場合、その支払の際、その譲渡対価の額について10%の税率で所得税が源泉徴収される（所法161一の三、212①、213①二）。

(2) 確定申告

非居住者が、上記の国内にある不動産等を譲渡した場合、恒久的施設の有無にかかわらず確定申告をしなければならない（所法164①）。その場合に、上記の源泉徴収税額が過納の場合は、確定申告書を提出することにより過納額が還付されることになる（以下、還付される場合の確定申告書を「還付申告書」という。）。

2 国税通則法の適用関係

還付申告の消滅時効については、非居住者についても居住者と同様に国税通則法の適用があるので、その内容を検討することになる。

(1) 還付申告の起算日

還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによって、時効により消滅する（通則法74①）。すなわち、所得税の還付申告書は、その提出をすることができる日から5年間に限って提出することができることになる。言い方を換えるならば、「提出をすることができる日」を起算日として、還付申告書を提出することができる期間の時効が進行することになる。その期間が経過し、時効が完成してしまうと、それ以

降は永久に還付申告書を提出する機会を得ることはできず、還付金を受け取ることはできないことになる。

(2) 還付申告書の提出をすることができる日

この「提出をすることができる日」については、次のとおり、確定申告義務がある者か否かによって異なっている。

① 確定申告義務がある者の場合

確定申告義務がある者とは、所得税の額の合計額が配当控除の額を超えている者等下記②以外の者をいう。すなわち、配当控除後に税額がある者等のことをいい、その税額を超える源泉所得税額がある場合に、確定申告をすることにより還付金が発生することになる。通常、年の途中で退職して年末調整を受けていない場合や2か所以上から所得を得ているような場合は確定申告をすることにより所得税の還付が受けられることになる。これらの者については、翌年の2月16日から確定申告書を提出することができると規定している（所法120①）。したがって、還付を受けるために提出する確定申告書に係る「提出をすることができる日」とは、確定申告書の提出開始日である翌年の2月16日となり、その日が還付金等に係る国に対する請求権の時効の起算日となる。

なお、非居住者の確定申告（総合課税）の場合も、居住者の場合に準じて適用されることから、居住者の場合と同様に適用されることになる（所法165、所令293）。

② 確定申告義務がない者の場合

他方、確定申告義務がない者（所得税法122条の適用により提出時期の定めがない還付等を受けるための申告をする者や配当控除後に税額のない者をいう。通常、給与について年末調整した者の医療費控除だけの確定申告がこれに当たる。）の場合、還付等を受けるための申告書

の提出をすることができる日とは、その年の翌年の1月1日となり、その日が時効の起算日となる。

③ 起算日

Aは、確定申告義務がある者に該当するため、Aの平成16年分の所得税の確定申告書の「提出をすることができる日」は、平成17年2月16日となり、その日が還付申告に係る時効の起算日となる。

3 還付申告書を提出できる期限

2において申告義務のある者及び申告義務のない者のそれぞれの還付申告書の提出に係る時効の起算日について検討したが、その起算日を基準として、還付申告書はいつまで提出することができるのか。

前述のように「請求をすることができる日から5年間行使しないことによって、時効により消滅する」（通則法74①）のであるから、所得の発生した年の翌年の2月16日を起算日として、それから5年間、還付申告書を提出することができることになる。

したがって、Aの場合、平成16年分の所得税の還付申告書を提出することができる日が平成17年2月16日なので、その還付申告書の提出をすることができる最終日は、平成22年2月15日となる。

4 まとめ

Aは、平成16年分の確定申告書を平成22年2月15日までに提出することにより還付金を受領することができる。この場合、2月15日は、還付金の消滅時効の完成日なので、たとえ日曜日であってもその翌日に延長されないことに留意すべきである。